

第3章 人権が尊重されるまち

1 人権教育と啓発の推進

現状と課題

- ◆本町では、基本的人権が尊重され、明るく住み良い地域社会の実現をめざし、行政や地域・企業などが協力して、人権・同和教育と啓発の推進に取り組んでいます。
- ◆人権問題の解決のためには、人権に関する知識と豊かな人権感覚を育てることが重要です。本町では、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解決を目的として、7月の三月間（※注1）や12月の人権週間において町民のつどい、街頭啓発、講演会などさまざまな啓発活動に努めています。
- ◆今日、同和問題や障がいのある人などに関わる差別発言や落書きなどの差別事象、さらにはインターネットの匿名性を利用した新たな人権問題も発生しています。
- ◆人権学習会などにおいて行っているアンケートの中には、「気づかされた」、「知らなかった」などの意見もあり、今までの人権啓発活動が充分浸透しておらず、人権問題が身近な問題として捉えられてはいなかったことがうかがえます。
- ◆今後は、行政、学校、家庭、地域、企業が互いの役割を認識し、相互に連携して効果的な教育啓発活動を行うとともに、人権問題を正しく理解できるよう努め、豊かな人権感覚を持った町民を育てていくことが求められています。

◆施策の方針

新宮町人権教育・啓発基本指針をもとに、さまざまな人権問題の解決を図る平和で豊かな社会の確立に向け、あらゆる場での人権教育・啓発を推進します。

◆施策の体系

人権教育と啓発の推進

- ◆学校における人権教育の推進
- ◆家庭や地域における人権教育の推進
- ◆人権啓発活動の充実

<協働を推進するために>

行政・学校・家庭・地域・企業が連携して人権問題の解決に取り組むことが求められています。

そのためには、社会教育や公民館などで開催される人権学習会などに積極的に参加し、正しい理解と豊かな人権感覚を育むことで、差別を「しない」「させない」「許さない」取り組みを進めることが大切です。

施策の内容

①学校における人権教育の推進

- それぞれの子どもの発達段階の実態に応じて、人権に関する理解と人権感覚や自尊感情を育むため、教職員が一体となって創意と工夫を凝らした学習内容とするよう努めます。
- 人権教育を指導していく教職員自身の人権問題に対する認識向上や人権感覚を高めるために、人権・同和教育研修の充実に努めます。
- 「差別をしない・させない」という認識と実践力を育むために必要な学習教材の充実に努めます。
- インターネットや携帯電話でのいじめを生まないために、保護者や児童・生徒に対して使用する上でのマナー教育の充実に努めます。

②家庭や地域における人権教育の推進

- 社会教育の場において、住民に多様な人権学習の場を提供するとともに、人権について家庭で話し合える環境づくりや啓発に努めます。

- 地域での人権問題解決に主体的に活動できる人材を育成するために、指導者研修を実施します。
- 差別に気づき、なくす行動が取れる人材を育成するために、人権に関わる付属機関の委員や社会教育関係団体、企業などへの人権教育研修会の充実に努めます。

③人権啓発活動の充実

- 継続して広報「アクティブ新宮」における人権啓発を効果的なものとなるよう努めます。
- 三月間(7月)や人権週間(12月)における町民のつどいや街頭啓発、人権講演会などを通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の啓発に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
町民のつどいの参加者数 (7・12月の計)	825人	1,000人
町の関係団体などを対象とした 人権研修参加者数	480人	600人

(※注1) 三月間(さんげっかん)とは、「社会を明るくする運動月間」、「同和問題啓発強調月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の3つの運動を総称して町では三月間と呼んでいます。

第3章 人権が尊重されるまち

2 人権行政の計画的推進

現状と課題

- ◆本町では、「基本的人権が尊重され、明るく住みよい地域社会の実現」をめざして、人権教育・啓発に取り組んできました。しかし、いまだに同和問題をはじめ、あらゆる差別が存在しているのも事実です。また、近年社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化などを背景に、多様化・複雑化した新たな人権問題が発生してきており、より一層効果的な取り組みが求められるとともに、本町の実情に合った施策を展開していく必要があります。
- ◆国が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定したことを受けて、本町でも平成20(2008)年3月に新宮町人権教育・啓発基本指針を、平成21(2009)年3月には同指針実施計画を策定し、様々な施策を推進しています。
- ◆今後は、新宮町人権教育・啓発基本指針や同指針実施計画を周知・啓発するためには、適切に進捗管理していく必要があります。また、より一層効果的な人権教育・啓発を行うために人権意識調査など実施し、住民の人権意識を把握し、今後の人権施策に活かしていくことが求められています。

◆施策の方針

新宮町人権教育・啓発基本指針をもとに、さまざまな人権問題の解決を図る平和で豊かな社会の確立に向け、施策の推進や連携・相談体制の充実を図ります。

◆施策の体系

人権行政の計画的推進

- ◆人権施策の総合的な推進
- ◆各種団体・機関との連携
- ◆人権に関する相談体制の充実
- ◆人権意識の的確な把握

<協働を推進するために>

人権に関する相談は、多様な問題が複雑に絡み合い、原因が見えにくくなっていることが多くあります。問題の原因を見つけ、町や関係機関を積極的に活用して、解決を図ることが大切です。

施策の内容

①人権施策の総合的な推進

- 新宮町人権教育・啓発基本指針にもとづく実施計画の計画的な実施に努めます。また、同指針の町民へのさらなる周知を図ります。
- すべての施策を人権尊重の視点で検証・企画できるように、職員の人権感覚を高めるとともに人材育成に努めます。また、さまざまな行政の個別計画は、人権教育・啓発基本指針の理念や人権施策の重要性を踏まえ策定します。
- 人と人とのふれあいを基調として、人権尊重の視点での地域コミュニティ活性化に努めます。
- 企業が連携して人権問題を自発的に解決できるように、新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議が充実し、発展するよう努めます。
- 戦争は極めて大きな人権侵害であることから、「新宮町非核平和都市宣言(昭和60(1985)年)」(※注1)の理念を踏まえ、平和祈念事業を引き続き推進します。

②各種団体・機関との連携

- 新宮町人権・同和教育推進協議会、国・県や他の自治体など関係機関との連携を強化し、施策の推進に努めます。
- インターネットによる人権侵害への対応については、法務局や警察などの各関係機関との連携に努めます。

③人権に関する相談体制の充実

- ドメスティックバイオレンス(DV)(※注2)、児童虐待などの個別具体的な人権侵害事案については、人権擁護委員や法務局、警察、その他の相談機関と連携しながら救済を図るとともに、専門員の配置など、人権に関する相談体制の充実を図ります。

【関連施策 3-3男女共同参画の社会づくり②】

- 要保護児童対策地域協議会、高齢者見守りネットワークなどと連携し、組織力を強化します。

④人権意識の的確な把握

- 人権意識調査を実施し、現状と課題を把握することにより、その課題を解決するための施策を充実します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
町職員の人権研修への参加率	75%	83%

(※注1)新宮町非核平和都市宣言とは、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の全面廃絶を訴え、人類の生存、恒久平和に向けて貢献する決意の表明。

(※注2)ドメスティックバイオレンス(DV)とは、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある、または関係のあったものからふるわれる暴力全般のこと。

第3章 人権が尊重されるまち

3 男女共同参画の社会づくり

現状と課題

- ◆“男は仕事、女は家庭”など、人々の意識の中に無意識に形づくられた性別による固定的役割分担意識が、社会のさまざまな分野での男女の不平等や女性の社会進出を阻害する要因となっています。
- ◆男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、平成11(1999)年男女共同参画社会推進法(※注1)が施行されました。この法律では、国の責務を定めると同時に、県や市町村においても男女共同参画社会実現のための必要な施策を講ずることとされています。
- ◆福岡県でも平成13(2001)年に福岡県男女共同参画条例を制定するなど、男女平等を推進するための環境づくりが徐々に進んでいます。
- ◆本町では、県女性センターとの連携による講演会の開催や社会教育における講座を開設するなど、啓発活動に努めてきましたが、今後は推進計画などを策定する必要があります。
- ◆男女共同参画に関する分野は、配偶者などによるドメスティックバイオレンス(DV)やセクシャルハラスメントなど人権侵害行為から、給与や待遇、行政における女性委員の登用など多岐にわたるため、啓発、相談など各種施策を総合的に推進し、あらゆる分野で男女が共に活躍できるまちづくりをめざす必要があります。

◆施策の方針

男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参画社会の形成のため、指針づくりや意識改革の推進を図ります。

◆施策の体系

男女共同参画の社会づくり

- ◆男女共同参画に関する啓発と教育の推進
- ◆女性の人権を侵害する行為の防止
- ◆男女共同参画の計画的推進

<協働を推進するために>

男女が共に支えあうことでより良い社会を築くことが大切です。そのためには各種講座や講演会などに積極的に参加し、意識の高揚を図り、男女がともに活躍できる社会の実現に向けた行動に繋げることが必要です。

施策の内容

①男女共同参画に関する啓発と教育の推進

- 男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を充実させるとともに、リーダーとなる女性の発掘と育成に努めます。
- 次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。
- 男女が共に仕事、家庭、地域において責任を持つことができるように、ワークライフバランス(※注2)や男性の育児休業の取得について、積極的に啓発を行います。
- 男女共同参画に関する町民意識を高揚するために、町広報誌や町ホームページを活用した啓発を推進します。

②女性の人権を侵害する行為の防止

- ドメスティックバイオレンス(DV)やセクシャルハラスメントの防止に向けて、女性ホットラインなどの相談体制の強化や啓発に努めます。

【関連施策 3-2人権行政の計画的推進③】

③男女共同参画の計画的推進

- 性別による固定的役割分担意識や社会的慣習などに関する町民の意識調査を実施します。
- 町民意識調査にもとづいた実効性のある「(仮称)男女共同参画推進計画」を策定し、施策の推進に努めます。
- 女性の社会参加を促すため、各種審議会や委員などへの女性登用を推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
審議会や委員会などへの女性の登用率	22.9%	27.0%

(※注1)男女共同参画社会推進法とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための法律。

(※注2)ワークライフバランスとは、「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えること。日本では、人口減少社会に対応すべく、次世代の労働力の確保のため、仕事と育児の両立や多様な働き方を提供していくこと。